（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第八条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（報告書の様式等） **第四十七条**　［略］ 2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ［3～6　略］	（報告書の様式等） **第四十七条**　［同上］ 2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ［3～6　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○国土交通省令第四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条及び第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月十五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（長さ、幅及び高さ） **第二条**　（略） 2　次に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、第一号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から二百五十ミリメートル以上、その自動車の高さから三百ミリメートル以上、第二号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から百ミリメートルを超えて突出していてはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。以下同じ。）に限り、被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートルまで突出することができる。 一　外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに第四十四条第六項の装置 二　側方衝突警報装置 （側方衝突警報装置） **第四十三条の九**　次に掲げる自動車（被牽引自動車及び側方衝突警報装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）には、自転車の乗車人員等が当該自動車の左側面に衝突するおそれがある場合に、その旨を運転者に警報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。 一　貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が八トンを超えるもの 二　前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車	（長さ、幅及び高さ） **第二条**　（略） 2　外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。以下同じ。）並びに第四十四条第六項の装置は、告示で定める方法により測定した場合において、その自動車の最外側から二百五十ミリメートル以上、その自動車の高さから三百ミリメートル以上突出していてはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートルまで突出することができる。 （新設） （新設） （新設）